

○平成 26 年度豊後高田市夢クラブ新規設立奨励金

交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊後高田市が推進する健康なまちづくりのコンセプトに沿って、健康づくり、生きがいづくり及び奉仕活動等を行い地域コミュニティの再生、強化を図ろうとする団体（以下「夢クラブ」という。）を支援するため、予算の定めるところにより、豊後高田市夢クラブ新規設立奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 夢クラブ 次の各号に掲げる要件を満たす団体で、市老連に新規に加入するものをいう。

ア 団体を構成する者の年齢が、おおむね 60 歳以上のもので構成されていること。

イ 活動が円滑に行われる程度の同一地域内に居住する者で構成されていること。

ウ 会員数がおおむね 20 人以上であること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、15 人以上であること。

エ おおむね 6 割以上の会員が参加できる活動を毎月 1 回以上行うこと。

(2) 市老連 豊後高田市老人クラブ連合会をいう。

(要件)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる夢クラブは、次に掲げる活動に取り組むことを条件とし、その内容については、当該各号に定めるところによる。

(1) 健康づくり活動 ウォーキングやラジオ体操の普及のための活動及び体力づくり、介護予防につながる講習会等の健康づ

くりに資する各種活動をいう。

(2) 生きがいつくり活動 会員が持つ豊かな生活経験や伝承文化、暮らしの技術を後世に伝える活動及び世代間の交流活動等の生きがいつくりに資する各種活動をいう。

(3) 奉仕活動 地域の清掃、地域の見守り及び子育て支援等の奉仕活動に資する各種活動をいう。

(4) 市老連活動 市老連が行う地域福祉及び高齢者福祉等の向上に資する各種活動をいう。

(奨励金の額)

第4条 夢クラブに対する奨励金の額は、次の表に定める額とする。

夢クラブ会員数	奨励金の額
15人～19人	40,000円
20人以上	50,000円

(奨励金の交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする夢クラブは、夢クラブ新規設立奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 確約書

(3) 役員・会員名簿

2 申請書の提出期限は、夢クラブ設立日から起算して3箇月以内とする。

3 市長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、夢クラブ新規設立奨励金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請書を提出した者へ通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた夢クラブ(以下「奨励夢クラブ」という。)は、速やかに夢クラブ新規設立

奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 奨励夢クラブは、市長の要求があったときは、事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面により市長に報告しなければならない。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、奨励夢クラブが偽りその他不正な行為によって奨励金の交付決定又は交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。